

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案） 概要

第1章 計画の基本的事項（P1～8）

1 計画策定の背景（P2）

世界の平均気温は1891年以降100年当たり0.74℃の割合で上昇しています。

そのような中で、国際的には、2016（平成28）年11月にパリ協定*が発効しました。パリ協定では、「産業革命前からの地球平均気温上昇を2℃より十分下方に保持。また、1.5℃に抑える努力を追及」及び「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成」すること等が規定され、温暖化対策の世界共通の目標に向かって各国において取組が進められています。

2 目的（P5）

本計画は、人類共通の重要課題である地球温暖化防止に向けて地域から貢献するためのものであること及び環境基本計画の示す将来の実現に寄与するために、地域の特性に応じた効果的な地球温暖化対策を示すことを目的とします。

3 位置付け（P5）

本計画は、「第10次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）*」とともに、本市の地球温暖化対策の両軸をなす計画です。

4 計画の期間（P6）

現計画における温室効果ガスの排出量削減の中期目標の達成年度である2030（令和12）年度までを計画期間とします。

5 計画の対象（P6）

本計画は、市域の市民生活や事業活動において排出される温室効果ガスの削減に関する全ての事項を対象とし、地球温暖化対策推進法において掲げられている、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）など7種類の温室効果ガスを対象とします。

6 将来像及び推進主体の役割（P7）

将来像は、「市民協働で目指す脱炭素社会」とします。

また、推進主体は、環境基本条例に基づき、市、事業者、環境保全等活動団体、市民がそれぞれ協力して取り組むこととします。

第2章 厚木市の地域特性（P9～18）

1 自然環境特性（P10）

本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、市東部には山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに中津川や小鮎川が併流し、これら河川の流域に平野が開けています。

東京から50 km圏内であり、市街地には市南部を走る小田急小田原線があり、新宿へ急行で約50分の距離です。

なお、東名高速道路を始め、国道246号、国道129号、国道412号、小田原厚木道路、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等が整備され、首都圏における道路交通の結節点としての地理的特性を備えています。

また、地目別土地利用状況によると、本市の約3割が森林（2,649ha）であり、うち私有林が約71.3%を占めています。本市には、昔から河川交通の要として栄えた相模川が流れ、市街地を貫流し市域を分断する中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川の5河川が相模川へ放射状に合流しています。

2 社会環境特性（P12）

(1) 人口・世帯数

本市の人口は、2013（平成25）年まで増加し、224,954人になりました。その後はやや増加と減少を繰り返し、2018（平成30）年には225,204人となっています。

なお、将来は人口減少が見込まれますが、合計特殊出生率の上昇や20、30代の定住促進、転出抑制等により人口減少を和らげることとしています。

また、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯当たりの人数に減少傾向が見られます。

(2) 産業構造

2015（平成27）年の就業者数は106,862人となっています。

なお、昼夜間人口比率（常住人口100人当たりの昼間人口の割合）は115.6%と県内の市の中では最も高い比率となっています。

また、2016（平成28）年の事業所数は9,602事業所、従業者数は147,906人となっており、事業所数では「卸売業、小売業」（23.3%）、「不動産業、物品賃貸業」（12.6%）、「宿泊業、飲食サービス業」（11.5%）が上位を占め、従業者数では「卸売業、小売業」（15.5%）、「製造業」（14.6%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（14.4%）が上位を占めています。

製品出荷額等は、2017（平成29）年に6,035億2,244万円となっています。経年変化をみると、1990（平成2）年以降、減少とやや増加を繰り返しているものの全体としては減少傾向にあります。

業務系民間建築物の延床面積本市の固定資産概要調書から、2018（平成30）年度の「事務所」、「店舗」、「百貨店」、「銀行」、「病院」、「ホテル」を合わせた業務系民間建築物の延床面積は2,421千㎡で、1990（平成2）年度に比べて約94%増加しています。

(3) 交通

2018（平成 30）年の自動車保有台数は 143,798 台で、うち普通・小型乗用車が 76,315 台、軽乗用車が 45,869 台（うち乗用 31,570 台）となっています。

厚木インターチェンジの利用台数と国道の交通量は、減少傾向にあります。

(4) ごみ処理状況

2018（平成 30）年度のごみ焼却量は 54,247 t/年で、2000（平成 12）年度の 84,363 t/年をピークに減少し、近年は減少傾向にあります。

(5) 市民・事業者意識

厚木市環境基本計画策定環境に関するアンケート調査（市民編）で、今後、市の環境保全対策に向けて優先すべき内容について、気候変動への適応と地球温暖化対策について「早急に取り組むべき」と「なるべく優先させるべき」とした市民が7割を超えており、必要性が高い取組であることが分かります。

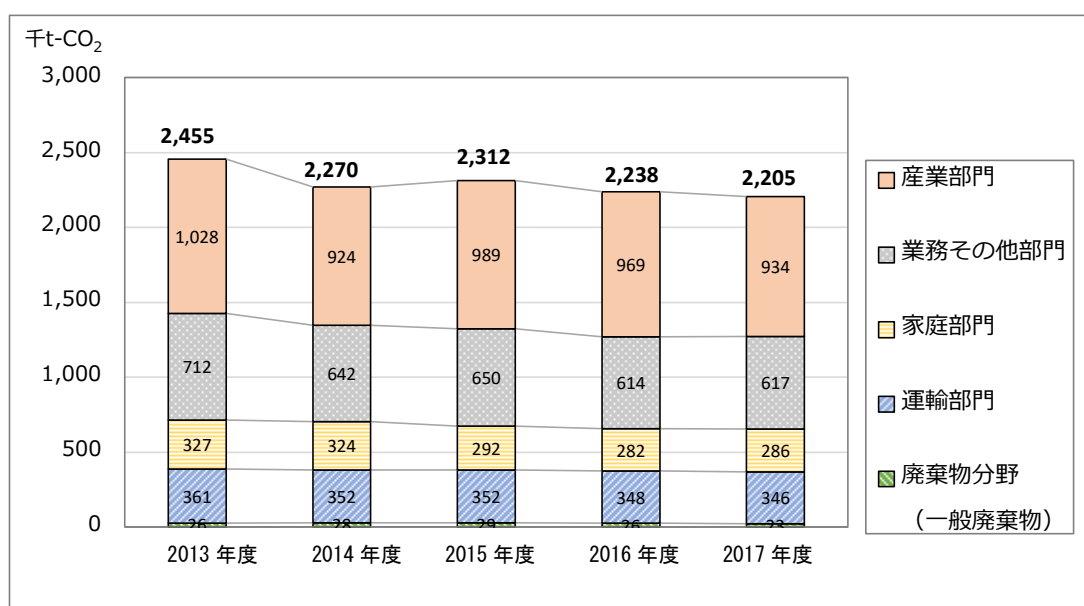
また、事業所が取り組んでいる地球温暖化対策の内容は、「不要な照明や消灯や間引き」という回答が 74.6%、次いで「省エネを考慮した空調・温度管理」が 49.2%となっています。

第3章 温室効果ガス排出量の現状（P19～24）

1 温室効果ガスの排出量の現状（P20）

本市の 2017（平成 29）年度の温室効果ガス排出量は約 2,205 千 t-CO₂ となっています。部門別の温室効果ガス排出量は、産業部門が 42.4%と最も多く、次いで業務その他部門の 28.0%となっています。

【温室効果ガスの種類別排出量の推移】



2 森林吸収量の現状 (P23)

森林には、CO₂吸収源としての側面と、CO₂排出源としての側面があります。

独立行政法人森林総合研究所の調べでは、森林の林木（幹・枝葉・根）にCO₂が吸収され、吸収量は20年生前後の林木で最大になると試算しています。

表. 1haの森林が1年間に吸収するCO₂量

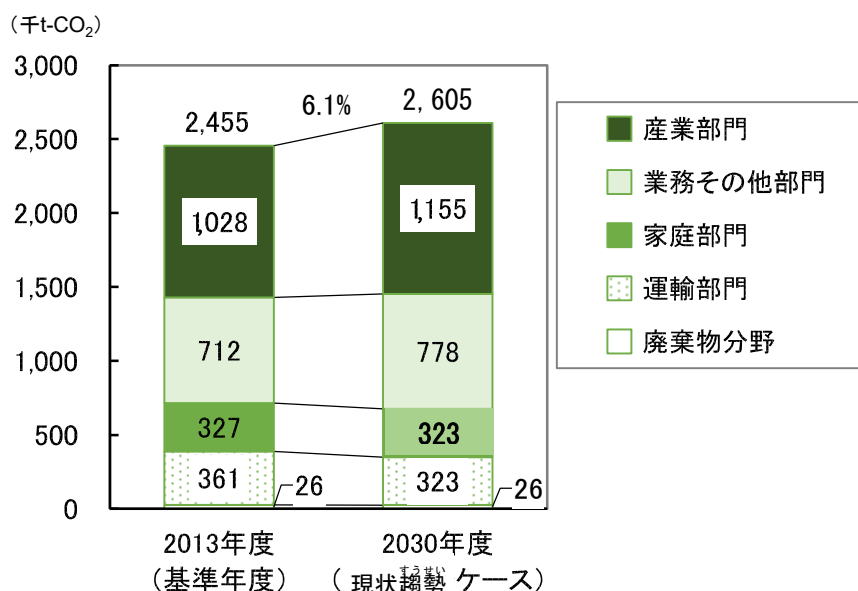
森林種別	20年生前後の森林のCO ₂ 吸収量	木1本に固定されている炭素の量
スギ植林	12.1 t-CO ₂ /ha年	68 kg-C/本 (立木密度：約1,000本/ha) (35年生スギ林、胸高直径20cm、 樹高18m、幹材積0.28m ³ の場合)
ヒノキ植林	11.3 t-CO ₂ /ha年	
天然林広葉樹	5.1 t-CO ₂ /ha年	

[出典：木1本に固定されている炭素量、1年当たりの森林の林木（幹・枝葉・根）による炭素吸収の平均的な量（独立行政法人 森林総合研究所）に基づき算出]

第4章 温室効果ガスの削減目標 (P25~32)

1 温室効果ガス排出量の将来推計 (P26)

本市の温室効果ガス排出量の2030（令和12）年度将来推計を、現状^{すうせい}趨勢ケース*で行った結果、市全体として基準年度（2013年度）比6.1%の増加になることが推定されました。



※ 各項目の値の合計は四捨五入の関係で、図数値の合計と一致しない場合があります。

図 厚木市の温室効果ガス排出量の将来推計

2 目標年次及び削減目標 (P28)

本市は、国や神奈川県 of 温室効果ガス削減の目標達成のために、基礎自治体として地域から貢献する必要があります。このため、国や県を踏まえた目標を掲げ、達成を目指します。本市では、地球温暖化防止対策の最終的な目標達成のため、本計画の期間（2021～2030（令和3～12）年度）を越えて、長期（2050（令和32）年）の目標を設定します。

目標年次及び削減目標は、中期（2030（令和12）年度）、長期（2050（令和32）年）について次表のとおりとします。

表. 厚木市の目標年次及び削減目標

項目	目標年次及び削減目標	設定の理由
中期目標*	<ul style="list-style-type: none"> 2030（令和12）年度 基準年度（2013年度）比27%削減 	地球温暖化対策計画（閣議決定）の中期目標年次及び削減目標値、神奈川県地球温暖化対策計画（H28.10）に本市も賛同し、国の目標に県の追加的な対策・施策の削減効果を加味した上で設定された神奈川県の中期削減目標にチャレンジします。
長期目標*	<ul style="list-style-type: none"> 2050（令和32）年 排出量実質ゼロ*（二酸化炭素） 	<p>IPCCの特別報告書においては、「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることが必要」とされております。</p> <p>また、国、県においても、脱炭素社会の実現に向けた動きがあることから、本市においても、脱炭素社会を目指して、排出量実質ゼロを目標とします。</p>

※本削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものです。国や県の目標値や施策が変更された場合には、本計画の目標値も見直します。

前述した中期目標（基準年度比27%削減）、長期目標（排出量実質ゼロ）を達成した場合、本市の温室効果ガス排出量の見込みは、中期では1,792千t-CO₂、長期では排出量実質ゼロ（参考値として、基準年度を2013（平成25）年度とした場合）となります。

地球温暖化対策は、国や神奈川県又は本市の対策単独で効果が期待できるものと、国や県の総合的な対策と本市の対策を併せて、その相乗効果が期待できるものがあると考えられます。

本計画で設定した削減目標は、国や県で実施する地球温暖化対策の効果を全て見込んだものとします。

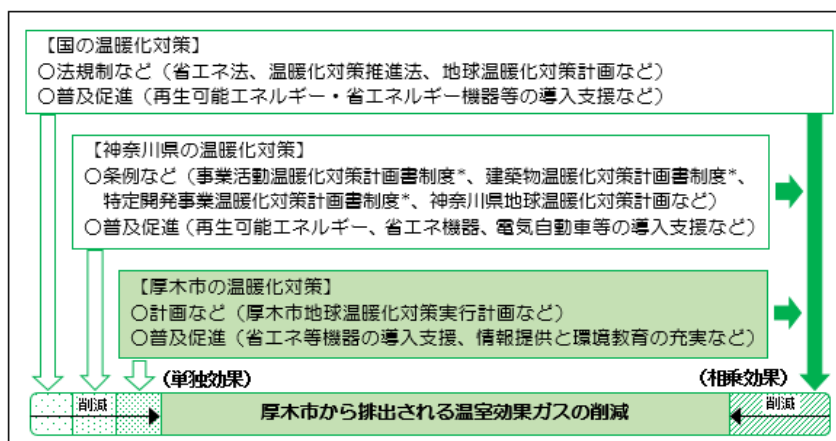


図 国・神奈川県及び厚木市の温暖化対策の連携イメージ

第5章 削減目標の達成に向けた施策（P33～52）

1 施策の基本的な視点（P34）

地球温暖化防止に向けた施策は、次の考え方を前提として設定します。

- ア 本市から排出される温室効果ガスの大部分を占める「CO₂」の削減を主な目的とした施策を推進します。
- イ 本市独自の施策だけでなく、国や県が実施する施策を補完し、その効果を向上させるような施策も実施します。
- ウ 計画期間（2021（令和3）～2030（令和12）年度）を考慮し、現段階で実施が困難であっても、今後10年間で実施可能になると想定される施策も含めます。
- エ 長期目標（2050（令和32）年に排出量実質ゼロ）を達成するためには、ライフスタイルの転換や意識向上が不可欠のため、約30年後を見据えた「人づくり」を大切にします。
- オ 本市の地域特性（部門別温室効果ガス排出量の傾向、森林・山が近い、通過交通が多い、昼夜間人口が多いなど）をいかした施策を推進します。
- カ CO₂削減の効果が高いと考えられるエネルギーに係る施策を推進します。
- キ 本市が力を入れている取組や、行政が率先的に行うべき施策を実施します。
- ク コベネフィットの効果が見込まれる施策を積極的に推進します。
- ケ SDGs（持続可能な開発目標）との関係を示し、SDGsの理念に沿った取組を進め、その達成に貢献していくものとします。

ア

2 施策体系（P35）

地球温暖化防止に向けた施策の体系を示します。



3 施策 (P36)

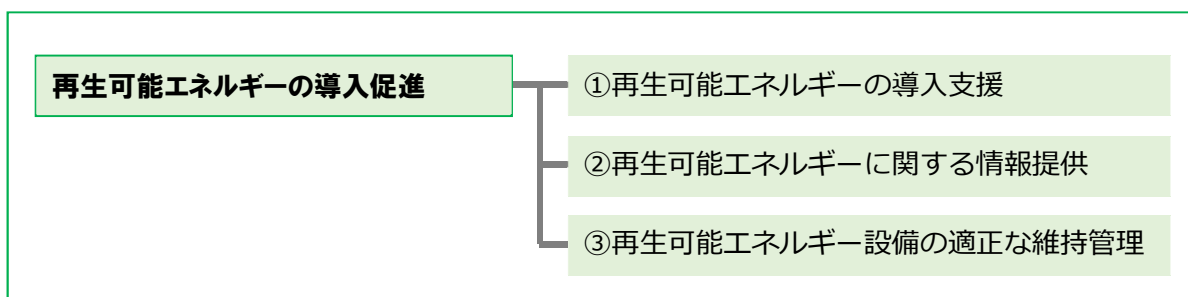
施策の柱1 再生可能エネルギーの導入促進

【取組の方向性】

エネルギー利用における CO₂ 排出量の削減に向けた取組として、省エネルギーを推進するとともに、化石燃料に依存しない、持続的に利用することができる再生可能エネルギーへの転換を図ります。

個別の家庭における再生可能エネルギーの導入には初期投資が必要であるため、引き続き、導入促進に向けた支援を行います。また、事業所への再生可能エネルギーの開発支援や活用検討などを推進します。

さらに、再生可能エネルギーに関する情報提供や、再生可能エネルギーの適正な維持管理に関する取組を図ります。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 地域経済への波及
 - ・地域の資源を活用した再生可能エネルギー利用による地域内経済循環の促進
 - ・新しいビジネス機会の創出
 - ・競争力、生産性の向上
 - ・地域の雇用創出、雇用機会の拡大
- 日常生活のリスク低減
 - ・地域内エネルギー自給率の向上
 - ・災害時等におけるエネルギーの確保

【指標】

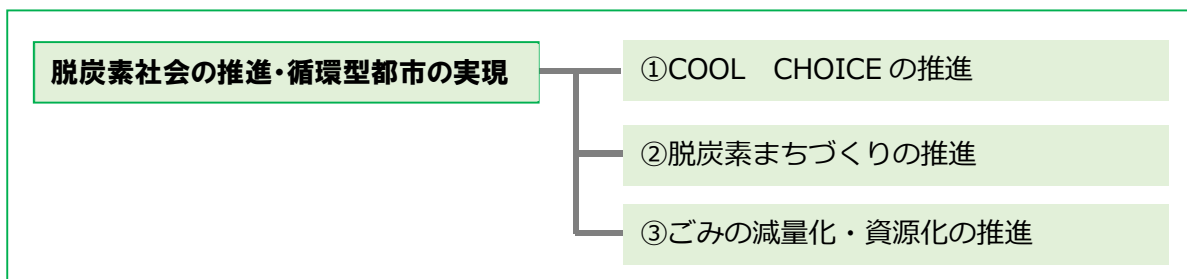
指標	現状値・基準値	目標
市内再エネ出力量	32.7 MW (2019 (令和元) 年度)	52 MW (2030 (令和 12) 年度)

施策の柱2 脱炭素社会の推進・循環型都市の実現

【取組の方向性】

脱炭素社会づくりに貢献する「省エネ製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進するとともに、公共交通の利用促進を図るなど、公共交通とまちづくりの連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク型」の都市づくりの更なる充実や、市街地整備においてエネルギー利用の効率化を推進します。

また、循環型都市の実現及び地球温暖化防止への貢献に向けて、引き続き、家庭系及び事業系一般廃棄物の減量化や、適正な分別に基づく資源化を推進し、ごみの焼却量及びCO₂排出量を低減します。「一般廃棄物処理基本計画」の目標達成のため、市民の意識向上に向けて、民間団体や事業者等との協力による3Rの取組なども推進します。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 生活の質の向上・健康福祉
 - ・高断熱住宅による健康・快適性の向上
 - ・公共交通の充実及び維持による移動時間の短縮、移動機会の増加
 - ・自動車に過度に頼らずに移動できるまちづくりによる健康の増進
 - ・輸送に係る騒音の低減
- 地域経済への波及
 - ・公共交通利用（高齢者等の外出機会の増加）による地域経済への波及効果
 - ・中心市街地の整備による活性化及び不動産価値の向上
 - ・持続可能な資源管理、静脈産業の振興
- 地域環境の改善
 - ・公共交通の利用促進に伴う自動車交通量減少による大気環境の改善

【指標】

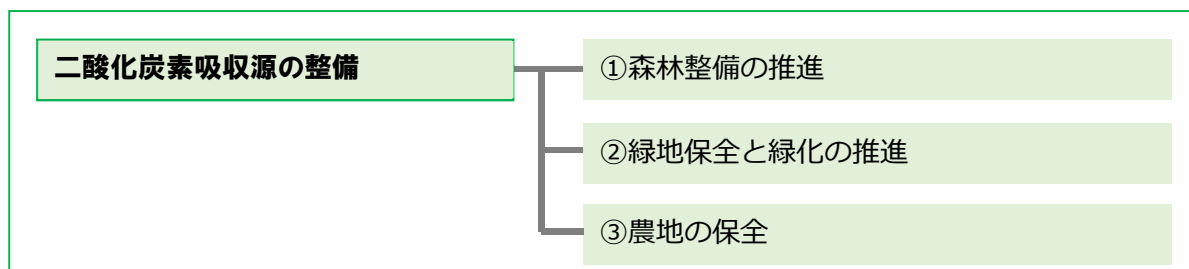
指標	現状値・基準値	目標
市内家庭での電力消費量	435,511 千 kWh (2017 (平成 29) 年度)	327,000 千 kWh (2030 (令和 12) 年度)
市民一人 1 日当たりの家庭系ごみの減量化率 (2002 (平成 14) 年度比)	43.3% (2019 (令和元) 年度)	50% (2026 (令和 8) 年度)

施策の柱3 二酸化炭素吸収源の整備

【取組の方向性】

CO₂吸収源としての森林を保全・活用するために、持続的な森林経営の実現に向けて、林業事業者や関係機関、民間団体等と協力し、厚木市産木材利用の促進や森林の適正管理、人材確保、緑地保全制度の活用などを進めます。

さらに、農地においても、遊休農地を解消するとともに、地域や農業従事者、関係団体等と連携し、優良農地の保全及び持続的な活用を図ります。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 地域環境の改善
 - ・豊かな水と緑のある憩いの空間の確保
 - ・自然をいかした街の魅力の向上
 - ・緑地や廃熱利用によるヒートアイランド現象の緩和、熱中症の予防
- 地域環境の保全
 - ・生物多様性の保全
 - ・良好な景観の保全

【指標】

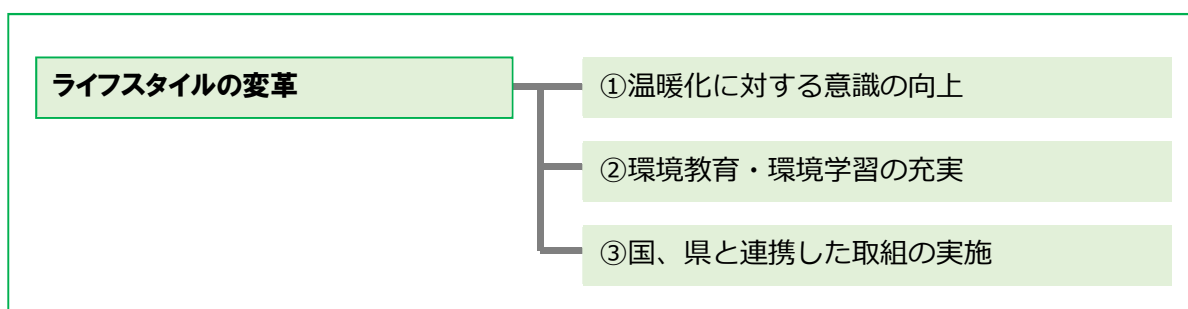
指標	現状値・基準値	目標
森林整備面積	47 ha (2019 (令和元) 年度)	102 ha (2030 (令和 12) 年度)

施策の柱4 ライフスタイルの変革

【取組の方向性】

地球温暖化を防止するために、市民、事業者、民間団体等、学校、市など、様々な主体一人一人の行動や活動における配慮の積み重ねが重要です。そのため、民間団体等とも協力しながら、地球温暖化に関する理解を深め、取組への意識を高めるための情報提供や体験・交流機会の創出、環境教育・環境学習などを進め、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図ります。

また、地球温暖化の緩和は、市だけで取り組んでいるものではありません。国、県はもちろん世界中で取り組まなければ達成できません。市は、国や県が実施する対策に積極的に同調し、取り組むことにより、相乗効果を期待します。



【コベネフィット（温室効果ガスの排出抑制等と同時に追求できる便益）】

- 生活の質の向上・健康福祉
 - ・ 高断熱住宅による健康・快適性の向上
- 日常生活のリスク低減
 - ・ 高断熱住宅によるヒートショックの防止
 - ・ 地域内エネルギー自給率の向上

【指標】

指標	現状値・基準値	目標
市民の行動影響度 「地球温暖化を緩和するために取り組んでいることがある市民の割合」	76.2%	90%

第6章 気候変動への適応 (P53~62)

1 気候変動適応に関する基本的方向 (P54)

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動及びその影響が全国各地で現れており、今後、長期にわたり拡大するおそれがあります。

地球温暖化その他の気候変動に対処し、「緩和策」に取り組むことはもちろんのこと、既に起きつつある、あるいは将来起こりうる気候変動による被害の回避・軽減を図る「適応策」に取り組むことも重要になってきています。

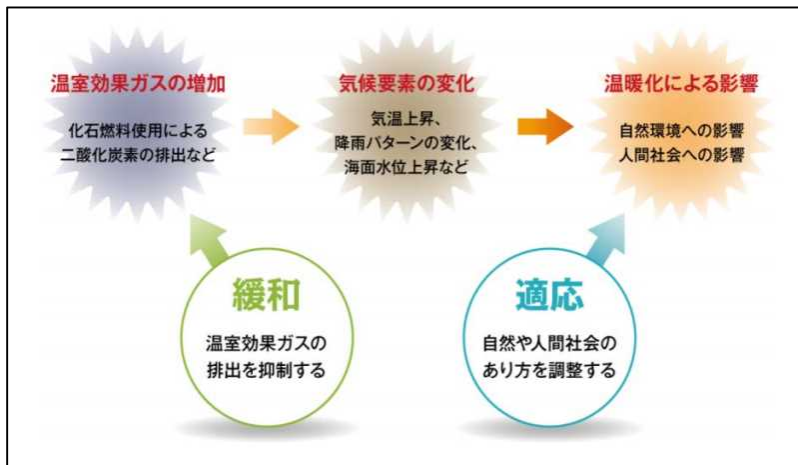


図 緩和と適応の関係 「出典：地方公共団体における気候変動適応計画策定ガイドライン」

2 気候変動の影響 (P55)

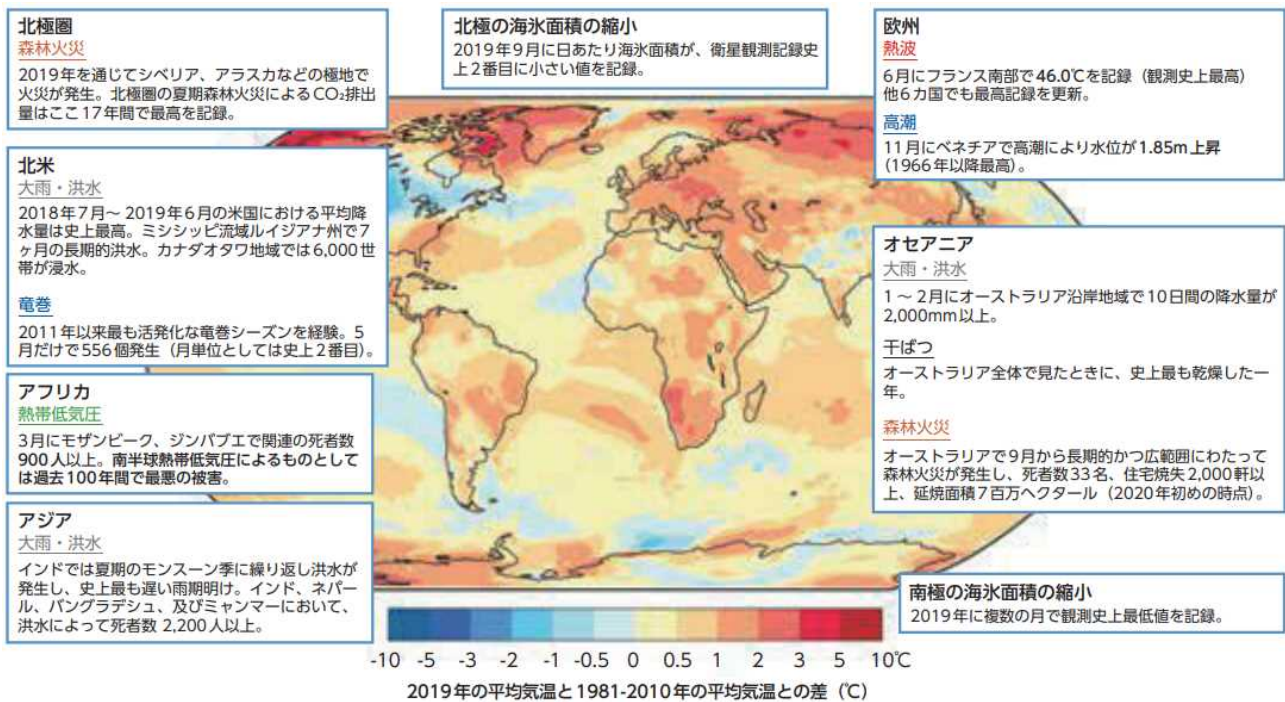


図 2019（令和元）年の世界各地の異常気象 [出典：令和2年版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書]

日本でも、気候変動の影響として、ここ数年、豪雨・台風（2018（平成30）年の西日本豪雨や台風21号、台風24号、2019（令和元）年の台風15号、台風19号など）による被害が全国各地で発生しました。また、近年、熱中症による緊急搬送人員数・死亡者数が大幅に増加しています。このような状況があり、ドイツのシンクタンクが発表した報告書『世界気候リスク指標2020』において、2018（平成30）年に気候変動による影響を最も受けた国として日本が挙げられています。

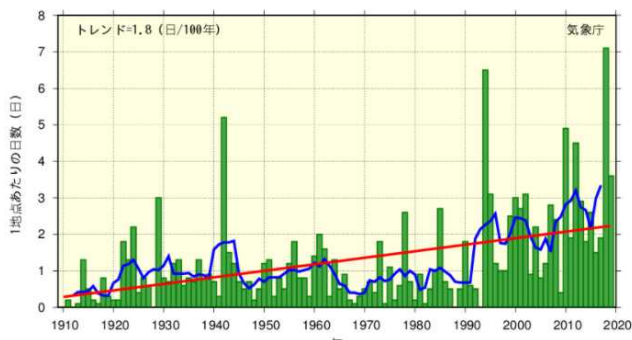


図 全国の猛暑日の年間日数

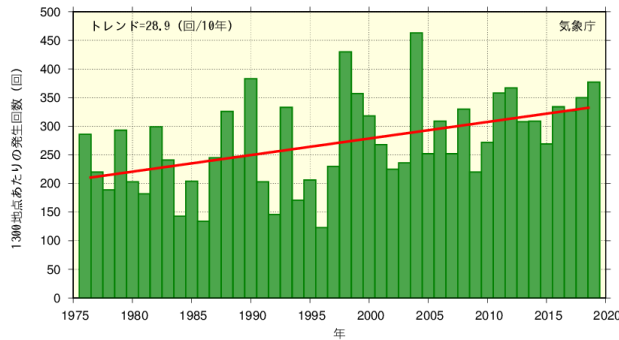


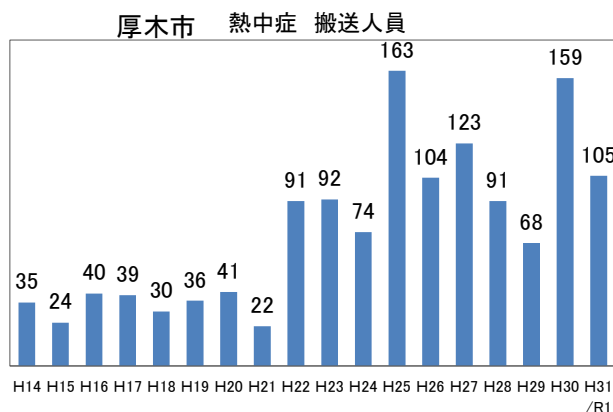
図 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数

[出典：気象庁]

本市の気温の推移（1997（平成9）年～2018（平成30）年）を見ると、平均気温と最高気温は、それぞれ1℃近く高くなっています。降水量は、全体としては増加傾向が見られますが、年ごとの変化が大きくほぼ横ばい状況と言えます。

神奈川県気象変化の将来見通しをまとめた「気候変化レポート2018—関東甲信・北陸・東海地方—」（2019（平成31）年3月、関東管区气象台）による神奈川県の気象変化の将来見通し（現行気候（1980（昭和55）年～1999（平成11）年）と将来気候（2076（令和58）年～2095（令和77）年）の差の予測）によると平均気温は約4℃上昇、猛暑日が40日増加、1時間の降水量が50mm以上の発生回数や日数の増加、無降水日の発生回数や日数の増加などが予想されています。

本市においても、気候変動の影響として、豪雨・台風による自然災害、熱中症などの健康被害が増加しており、今後、農業などの産業や自然生態系への影響が拡大していくことが懸念されます。



3 施策（適応策）（P58）

分野1 自然災害に対する適応策

【懸念される影響】

- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、雨水排水施設の能力超過等による浸水や河川の氾濫リスクが高まるおそれがあります。
- 短時間強雨や局地的豪雨の増加により、土砂災害等の被害が拡大するおそれがあります。

【取組内容】

●各種ハザードマップの周知

激甚化する災害に備えるため、土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等を反映し、避難所や避難情報等を記載したオールハザードマップを作成し、市民へ周知します。

●豪雨時の市内浸水情報・避難情報の充実

豪雨等による河川の氾濫や土砂災害など、風水害による災害発生のおそれがある場合に、市は、災害の危険度に応じて避難情報を発令します。

情報発信については、防災行政無線放送やホームページ、ラジオ等を用いて、市民へ早めの避難を呼びかけます。

●公共下水道の整備

本市では、下水道における浸水対策として、5年に1度の大雨（1時間当たりの雨量51mm）を対象とした雨水管整備を進めています（合流区域については、1時間当たりの雨量40mm）。

しかし、下水道が整備された地域においても整備水準を上回る局地的集中豪雨が頻発し、浸水被害が発生しているため、被害を最小化するための地域一体となった減災対策が必要となっています。

現在、雨水管整備率は69.1%（2019（平成31）年4月1日現在）となっていますが、安心・安全なまちづくりに向け引き続き、上依知・岡田・愛甲地区を始めとした浸水想定区域の雨水管整備事業を進めます。

また、都市化の進展が浸水被害発生の一因であることから、総合的な浸水対策として、雨水の流出を抑制する対策の推進などを行い浸水被害の軽減に努めています。

●良好な水辺環境の保全

緑の増加や、コンクリート面を減少させることによるヒートアイランド現象の緩和のために、既存施設の自然度向上として河川沿いの緑化や、護岸・河床の多自然化に向けた再整備等を推進します。

分野2 健康被害(暑熱・感染症)に関する適応策

【懸念される影響】

- ・気温上昇により、熱中症搬送者数が増加、熱ストレス超過死亡者数の増加や、感染症を媒介する蚊等による感染症のリスクの増加が予測されます。

【取組内容】

●熱中症予防方法の周知

熱中症は、適切な予防をすれば防ぐことができます。一人一人が、熱中症を正しく理解することが大切です。体調が悪くなったら、熱中症を疑い、服装を緩めるとともに、水分・塩分補給などをしっかりと行い、安静にするなどの熱中症対策を市民に周知します。

市ホームページ及び広報あつぎでの情報提供、公共施設での予防啓発ポスターの掲出、リーフレット等の啓発物品の配架、駅前のデジタルサイネージ（あつナビ）での注意喚起の映像の放映など、熱中症予防の啓発を行います。



熱中症予防ポスター

●メール・ホームページなどによる熱中症注意情報の提供

暑さ指数を基に、防災行政無線による放送などにより注意喚起を行います。

熱中症患者数は増加傾向にあり、熱ストレス超過死亡者数の増加が懸念されることから、市ホームページなどで注意喚起を行います。

●デング熱等が確認された際の適切な措置

デング熱等が確認された際には、厚生労働省が作成した「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」を参考にし、神奈川県と連携し、感染拡大防止に向けた取組を実施します。

分野3 農業・生態系に関する適応策

【懸念される影響】

- 地球温暖化により、高温による水稲の品質低下や果樹の生育障害が予測されています。
- 永年性作物である果樹は、気候に対する適応性の幅が狭く、気候変動に弱い作物とされており、気温上昇により果樹の開花が早まることで、春の急な低温により花やつぼみなどが凍る霜害のリスクが増大することが予測されます。
- 気候変動による生態系の変化、種の分布域の変化、ライフサイクル等が変化するおそれがあります。

【取組内容】

●市内農家からの情報収集

地球温暖化に伴う高温による作物の変化についての状況を把握するために、市内農家から情報収集を行います。

●市内農家への情報提供

高温障害を軽減するため、技術試験や対策技術の情報収集を行うとともに、農家への技術支援を行います。

●台風、豪雨の影響による農作物に係る損害への対策

高温障害対策のため機械・設備の導入や豪雨等による被害対策など、農業の安定的な発展に向けた経済的支援を行います。

●市内における生物の生息状況のモニタリング

気候変動の将来予測には不確実性があるため、市内の気温、水質等のデータを継続的に測定する必要があります。そのため、市内の気象測定局における大気の測定、市内の河川における水質の測定等、市民団体等とも協力し、気候に関するモニタリングを行います。

また、市内の生物の生息状況について、市民から情報収集を行うとともに、自然保護団体と協力して経年変化を観察します。

第7章 計画の推進体制と進行管理（P63～65）

1 体制（P64）

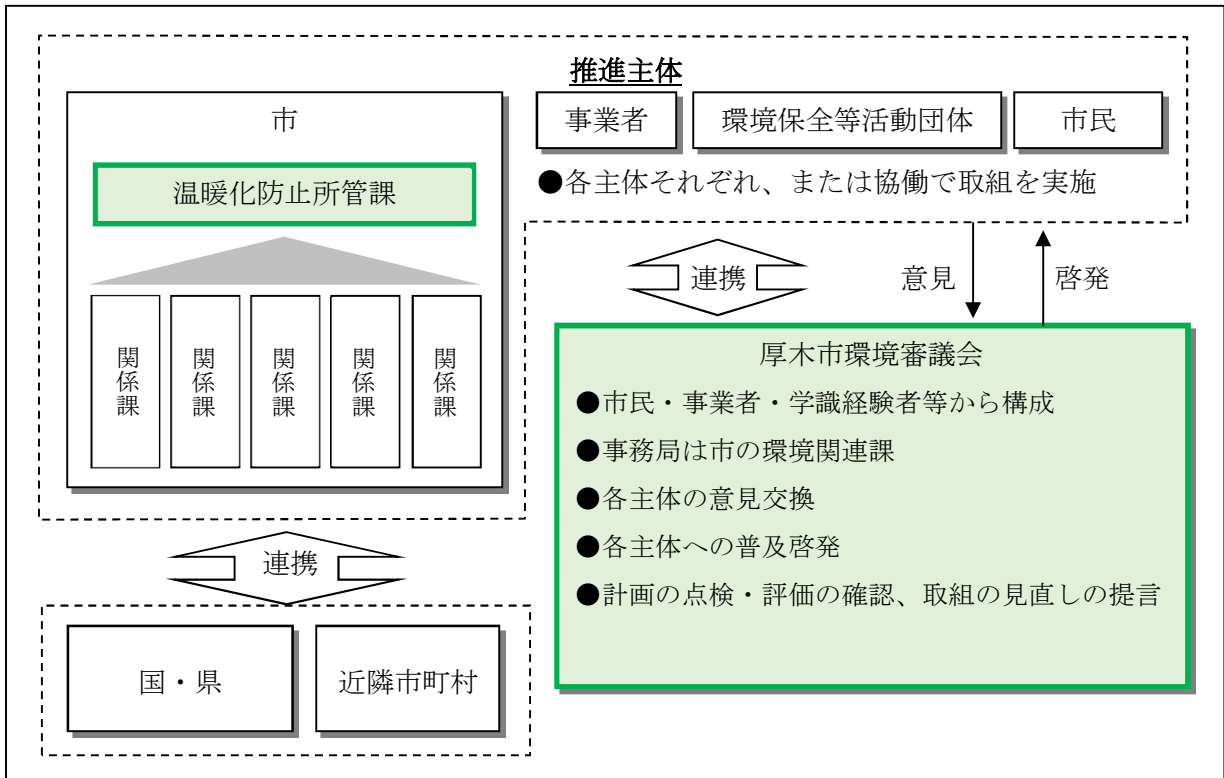


図. 計画の推進体制

2 進行管理（P65）

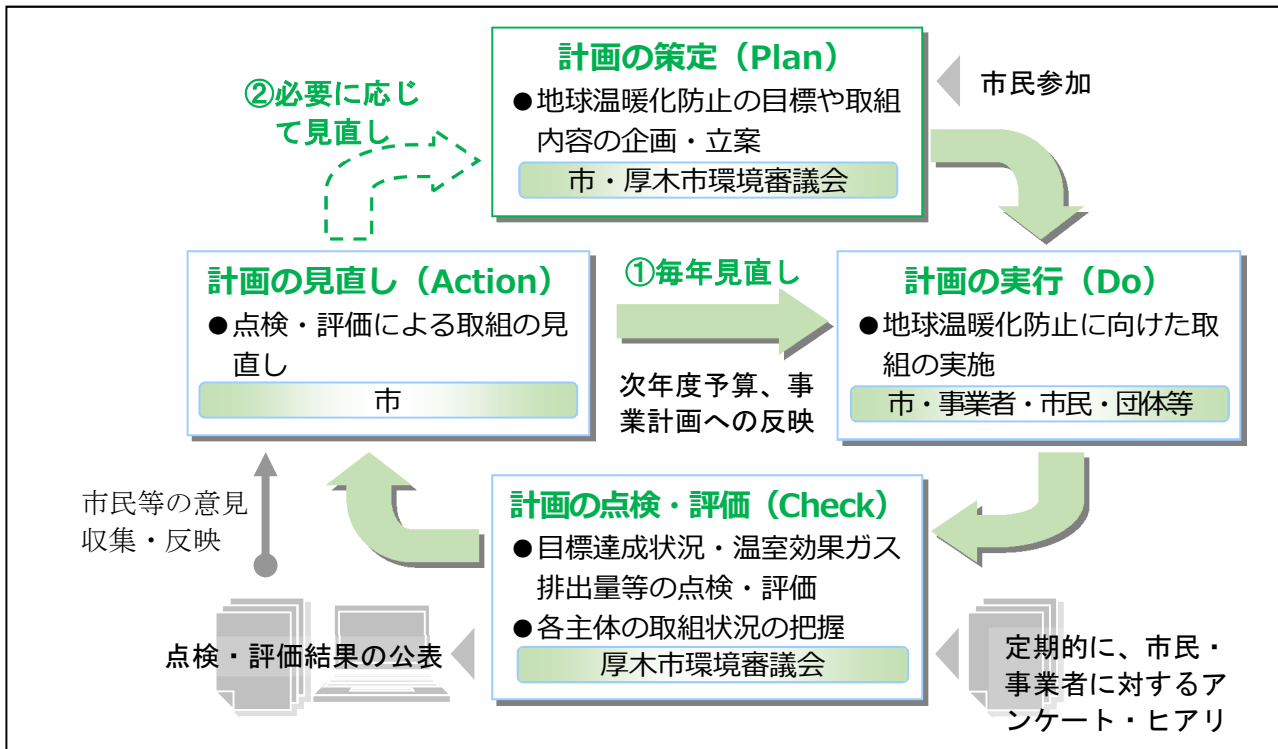


図. PDCAサイクルによる進行管理の流れ

用語集

- ※ **パリ協定**とは、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたもので、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組のこと。

- ※ **厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**とは、厚木市の行政活動により使用されるエネルギー等により排出される温室効果ガスを削減するための計画。

- ※ **現状趨勢（すうせい）ケース**とは、温室効果ガス排出量が今後追加的な対策を見込まないまま推移したケース。

- ※ **排出量実質ゼロ**とは、森林の吸収や二酸化炭素の回収・貯蔵（CCS）等の技術により相殺され、均衡がとれた状態のこと。

- ※ **COOL CHOICE**とは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を2013 年度比で26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組（国民運動）をいう。

- ※ **静脈産業**とは、不要物や使い捨てられた製品を集めて、それを社会や自然の物質循環過程に再投入するための事業を行っている産業。代表的なものは、リサイクル産業。